二次電池のリパーパスー第 1 部：一般要求事項

JIS C 63330-1：2026

（IEC 63330-1：2024）

（JARI/JSA）

令和 8 年 11 月 20 日　制定

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
（部会長）	田 辺 新 一	早稲田大学
（委員）	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	齋 藤 美 佳	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 根 敏	国立大学法人埼玉大学

主 務 大 臣：経済産業大臣　　制定：令和 8.11.20
官 報 掲 載 日：令和 8.11.20
原 案 作 成 者：一般財団法人日本自動車研究所
（〒305-0822　茨城県つくば市苅間 2530　TEL 029-856-1112）
一般財団法人日本規格協会
（〒108-0073　東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti　TEL 050-1742-6017）
審 議 部 会：日本産業標準調査会　標準第一部会（部会長　田辺　新一）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
序文 1
1　適用範囲 2
2　引用規格 3
3　用語及び定義 3
4　一般要求事項 6
4.1　リパーパスの枠組み 6
4.2　関連データ 7
4.3　使用済みプロダクトの取外し及び外部損傷確認 8
5　使用済みプロダクトの診断・アセスメント 8
5.1　一般 8
5.2　動作範囲 9
5.3　一次利用機器における重故障履歴 9
5.4　残存性能 10
5.5　一次利用後における残存使用可能期間 10
5.6　保管時 10
5.7　修理履歴 11
6　リパーパスプロダクトの適用についての要求事項 11
6.1　一般 11
6.2　動作範囲 12
6.3　安全設計 12
6.4　性能設計 13
6.5　リパーパスでの使用可能期間 14
附属書 A（参考）データテンプレートの例 16
附属書 B（規定）システム設計変更を伴うプロダクトのリパーパス 18
参考文献 22
解　説 23

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般財団法人日本自動車研究所（JARI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本産業規格　　JIS

C 63330-1：2026

(IEC 63330-1：2024)

二次電池のリパーパスー第 1 部：一般要求事項

Repurposing of secondary batteries—Part 1: General requirements

序文

この規格は，2024 年に第 1 版として発行された **IEC 63330-1** を基に，技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

地球温暖化，大気汚染，省エネルギーへの関心の高まりから，電気自動車に用いられているような，様々な用途へ適用できる充電可能なエネルギー貯蔵システムの活用が促進されている。同時に，二次電池とりわけリチウムイオン電池の技術的進歩によって，電気自動車の駆動用電池のように，新品時に組み込まれた機器における使用（一次利用）を終えた後でも十分な性能を維持する使用済み電池及び電池システムのリパーパスが，実用的な選択肢となっている。

このような新事業を育成し，エネルギー源の効率的かつ安全な利用を加速するためには，異なる機器から取り外され，異なる使用履歴をもつ，異なる用途へリパーパスされる使用済み電池及び電池システムの安全性及び性能の評価についての基本的な規格を確立することが不可欠である。

この規格は，使用済み電池及び電池システムの性能及び安全性を評価するための基本要求事項及び評価手順を提供するとともに，リパーパス電池の適用に関する一般要求事項を提供する。

図 1 に **IEC TC 21** 及び **IEC TC 120** によって策定された，電池の再利用及びリパーパス，並びにそれらを利用した電池式エネルギー貯蔵システム（BESS）に関する規格の概要を示す。**図 1** の目的は，これらの規格の利用者に対して，図中に示された他の関連規格の存在を周知し，それらの規格の簡潔な概要を提供することである。また，規格間で重複が生じる可能性のある領域を明示し，そのような場合に優先される規格を利用者へ示すことである。

なお，この規格で点線の下線を施してある参考事項は，対応国際規格にはない事項である。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。